

平成28年12月9日
教育振興部光が丘図書館

指定管理者の指定について（練馬区立貫井図書館）

1 内容

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、練馬区立貫井図書館の指定管理者をつぎのとおり指定する。

2 指定管理者

(1) 団体の名称

株式会社 図書館流通センター

(2) 所在地

東京都文京区大塚三丁目1番1号

(3) 代表者

代表取締役 石井 昭

3 指定の期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで（5年間）

4 選定の経過

平成28年4月25日 第1回指定管理者選定小委員会
（業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価項目・評価基準、指定の期間の審議、モニタリングチェックシートに基づく最終総合評価）

5月18日 平成28年度第1回指定管理者選定委員会
（業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価項目・評価基準、指定の期間の審議結果の報告、モニタリングチェックシートに基づく最終総合評価、現在の指定管理者を次期の指定管理者の選定対象団体として特定）

7月11日 第2回指定管理者選定小委員会

	(企画提案書作成要項の審議)
8月1日	企画提案書作成要項配付・説明(団体を特定して実施)
9月2日	企画提案書受付
9月6日	経営診断委託
10月2日	第3回指定管理者選定小委員会 (プレゼンテーションおよびヒアリングの実施、申請団体の評価、採点)
11月10日	平成28年度第2回指定管理者選定委員会 (申請団体の審査、指定管理者候補の決定)

5 選定の理由

選定に当たっては、申請団体の企画提案書、プレゼンテーションの内容、経営診断その他提出書類等を評価した結果、これまでの施設運営で培ったノウハウを生かした安定的な施設運営が期待できること、また、従来の事業を更に発展させた具体的な事業提案がされていること等の理由により株式会社図書館流通センターが練馬区立貫井図書館を運営するにふさわしいと判断した。評価項目ごとの評価内容はつぎのとおりである。(審査結果は、別表のとおり)

なお、指定管理者選定委員会および指定管理者選定小委員会では、有識者委員を加えて評価を行った。

(1) 団体の安定性・継続性

利益を上げる力の有無および事業効率の状況については平均的であるが、財務状況は良好で、安定した経営状況である。

(2) 団体運営の透明性・公正性

個人情報保護規程および情報公開規程を整備している。

また、職員に対して守秘義務誓約書の提出や、個人情報保護研修の受講を義務付けているほか、個人情報チェックリストの活用や本社担当部署による内部監査の実施等、個人情報の保護に積極的に取り組んでいる。

(3) 団体運営における法令等の遵守状況

関係法令に基づく給与規程および就業規則を整備しており、それらに基づく運用が行われているほか、子育てをしながら仕事を続けることができる子育て応援制度がある。

また、社内にコンプライアンスに関する問合せ窓口を内容別に設置し、従業員からの様々な相談に応じられるような体制を構築している。

(4) 運営実績

全国で多数の公立図書館において指定管理者としての運営実績があり、図書館の運営を円滑に行う能力と実績を十分に有している。練馬区においては、南田中図書館は平成21年度から、大泉図書館および貫井図書館は平成24年度から指定管理者として施設の管理・運営に携わっており、各館のモニタリングの結果も良好である。

(5) 効率的運営・効率化への取組

図書館総合支援企業としての専門性や経営ノウハウを活用し、スタッフのマルチスキル化による人件費の削減や業務効率の向上を図る等により経費削減に努めつつ、図書館サービスを向上させるとしており、施設の効率的な運営への取組が期待できる。

(6) 受託への熱意・意欲

豊富な図書館運営や学校図書館支援の実績・ノウハウを基に、地域や施設の特徴を生かした特色ある事業を提案する等、引き続き質の高いサービスを提供し、区民に役立つ図書館を実現したいという強い熱意・意欲が認められる。

(7) 施設管理の安全性への配慮

全国における受託館での経験を基に災害対応マニュアルや危機管理マニュアルを策定するとともに、毎日の日常点検や教育訓練により危機管理に対する意識や対応力を高めておく等、危機管理体制の整備や利用者・職員の安全確保に積極的に取り組む姿勢が示されている。

また、併設施設である美術館とは今後も連携して訓練を実施することとしており、引き続き円滑な施設管理が期待できる。

(8) 施設管理運営体制

託児サービスの実施を含めた子育て支援事業や、職業選択に関する講演等の青少年世代の利用促進に関する事業の提案、高齢者や障害者サービスの充実等、「幅広い世代が集う地域住民のための憩いの図書館」をコンセプトに今後も積極的にサービスを展開していく姿勢を示している。

また、併設施設である美術館とは、学芸員と連携した合同企画事業の開催等、更なる事業連携を行い、相互の利用促進を図ることとしている。

(9) 利用者への対応（接遇を含む。）

苦情対応については、解決までの対応の流れや区への報告、再発防止策の提示等、

苦情解決体制が整備されている。また、利用者に快適に利用していただけるよう接遇強化にも取り組むこととしている。利用者からの意見・要望についてはご意見箱の活用や、エリア定例会での内容の検討・施設運営への反映等、利用者からの意見を施設運営に生かす提案がある。

人権に関する研修を定期的実施するほか、ユニバーサルデザインの観点から誰もが見やすく分かりやすい掲示を心掛ける等、公平・公正な利用に対する取組が示されている。

(10) 職員の育成

図書館で働く上での心構えや基礎知識から、入社年月やスキルに応じたスキルアップ研修、館長候補者研修まで、幅広く体系的な研修体制を構築しており、実際の図書館システムと蔵書を配備した「模擬図書室」を研修用に備えている。

また、外部研修や司書資格取得の奨励も行っており、人材の育成に力を入れていく姿勢を示している。

(11) 団体の理念・姿勢

「図書館を、人類の英知を未来へと生かす知識と情報の宝庫と考える」、「図書館を利用するすべての人々が、教養を深め、自らの課題を解決し、心身ともに健康な市民として自立し、働き、暮らすことで地域が活性化することを経営理念とし、「図書館サービスを通して地域社会に貢献すること」を使命として業務を行っている。学校図書館支援の業務についても、企業としての重要なテーマとして捉えて取り組んでいる。

また、事務室での掲示や研修の実施、グループウェアの活用により、職員に対する経営理念の周知に努めることとしている。

(12) 区民雇用の促進・区内事業者の活用

職員採用については、区民の雇用促進に努めており、平成28年8月現在、62.5パーセントの区民雇用率について、今後は65パーセント以上を目指すとしている。また、他自治体で働いている練馬区在住のスタッフに対する異動調整や、練馬区内受託館で働いている他自治体在住スタッフに対する練馬区への転居の推奨等も行うとする提案がある。

業務の再委託、施設の修繕および物品の調達については、区内事業者を積極的に活用することとしている。

(13) 区内事業者か否か

区内事業者ではない。

指定管理者選定の審査結果（練馬区立貫井図書館）

評価項目・評価基準	配点	得点
1 団体の安定性・継続性 (1) 利益を上げる力の有無 (2) 事業効率の状況 (3) 資金力の有無 (4) 借入金の返済能力の有無 (5) 経営の安全性	5点	4点
2 団体運営の透明性・公正性 (1) 個人情報保護制度の有無、または、制度化する意思の有無 (2) 情報公開制度の有無、または、制度化する意思の有無	5点	4点
3 団体運営における法令等の遵守状況 (1) 法令等の遵守状況（労働関係法令の遵守を含む。） (2) 理事会・役員会などの構成の適正性 (3) 理事会・役員会などの定期的開催	5点	4点
4 運営実績 (1) 同種の施設を運営するに足る実績の有無 (2) 既に運営している施設の状況 (3) 過去のトラブルへの対応状況	5点	5点
5 効率的運営・効率化への取組 (1) 人員配置の適正性 (2) 多様な雇用形態の職員を配置する工夫の状況 (3) 再委託の範囲の適正性 (4) 事業計画と収支計画の適正性 (5) 経営努力に関する提案内容	10点	8点
6 受託への熱意・意欲 (1) 施設設置目的との整合性 (2) 具体的で独創的な提案の有無	5点	4点
7 施設管理の安全性への配慮 (1) 日常的な点検体制の有無・程度 (2) 危機管理体制の有無・程度 (3) 管理上の不具合や小さな問題の区への報告に関する姿勢	10点	8点
8 施設管理運営体制 (1) 現在のサービス水準の維持 (2) 利用者ニーズに対応するための提案内容 (3) 質の高いサービス提供に向けた提案内容 (4) 施設に関する区の計画・方針に対する理解 (5) 練馬区環境方針、災害時の対応等、区の方針・事業に対する協力 (6) 学校支援モデル事業の提案内容 (7) 併設区立施設との連携	15点	12点
9 利用者への対応（接遇を含む。） (1) 苦情解決体制の有無、または、設置の意思の有無 (2) 利用者への公平公正な対応 (3) 利用者等の人権に対する姿勢 (4) 職員の接遇に関する取組	10点	8点
10 職員の育成 (1) 職員に対する研修体制	5点	4点
11 団体の理念・姿勢 (1) 団体の基本理念・経営理念の明文化とその内容 (2) 団体の基本理念・経営理念の職員・利用者への周知	5点	4点
12 区民雇用の促進・区内事業者の活用 (1) 区民雇用の促進（非常勤・臨時職員を含む。） (2) 再委託における区内事業者の活用・物品の区内業者からの調達	15点	12点
13 区内事業者が否か (1) 区内事業者である、または構成員に区内事業者が含まれる	5点	0点
合 計	100点	77点